

25 健長介第 159 号
平成 25 年（2013 年）5 月 31 日

市町村高齢者施設整備担当部（課）長 様

長野県健康福祉部長

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）において多床室を必要とする場合の
市町村長の意見書について（通知）

長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（平成 25 年 5 月 31 日付け 25 健長介第 149 号通知）及び長野県指定介護老人福祉施設の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（平成 25 年 5 月 31 日付け 25 健長介第 145 号通知）の施行に伴い、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）において多床室を必要とする場合に提出いただく市町村長の意見書について、下記のとおり取り扱うこととしますので御了知願います。

なお、特別養護老人ホームには、地域密着型を含みますのでご注意ください。

記

1 要綱上の規定

長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱第 10(4)①

長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱第 9(4)①

2 意見書提出に係る留意事項

意見書は、事業者から市町村あて施設整備に係る事業計画及び施設平面図の提出があり、市町村長が地域住民の要望や意見等を勘案し、多床室による整備を必要と判断したときに提出するものとし、次の点に留意すること。

- (1) 必ず実施設計（詳細設計）着手前に提出すること。
- (2) 市町村が公募の条件として多床室の整備を指定する場合には、公募前の計画段階で事前に介護支援室に協議すること。
- (3) 提出にあたっては、施設が所在する広域圏域内の他の市町村長の意見を十分に勘案したうえで、多床室の必要性を明記すること。
- (4) 意見書の提出に加え、入所者のプライバシーに配慮した施設整備であることが多床室整備の要件となっているため、事業者には十分周知を図ること。

3 提出書類

- (1) 意見書（別添様式）
- (2) 事業計画（施設整備の概要が分かるもの、様式任意）及び施設平面図

4 提出先及び提出部数

所轄する保健福祉事務所あて 2 部（正、副各 1 部）

5 その他

本通知施行前に実施設計や本体工事に着手し、現時点で施設が未完成のものにあつては、平成 25 年 7 月 31 日（水）までに提出すること。

※広域型特別養護老人ホームの場合

(様式)

平成 年 月 日
番 号

(保健福祉事務所経由)
長野県知事 様

市 町 村 長 印

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の整備において
多床室を必要とする意見書

このことについて、長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱第10(4)①及び長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱第9(4)①の規定により、下記のとおり提出します。

記

施 設 名	
所 在 地	
多床室整備の 必要性について	
広域圏域内の 他の市町村長 との調整状況 について	

添付書類

事業計画（施設整備の概要が分かるもの、様式任意）及び施設平面図

※地域密着型特別養護老人ホームの場合

(様式)

平成 年 月 日
番 号

(保健福祉事務所経由)
長野県知事 様

市 町 村 長 印

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の整備において
多床室を必要とする意見書

このことについて、長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱第10(4)①の規定により、下記のとおり提出します。

記

施設名	
所在地	
多床室整備の 必要性について	
広域圏域内の 他の市町村長 との調整状況 について	

添付書類

事業計画（施設整備の概要が分かるもの、様式任意）及び施設平面図